

農地情報公開システムの概要

平成 2 6 年 1 2 月

全国農業会議所

1 農地台帳について

農業委員会は、従来から

農地の権利移動の許可等**法令業務の執行**に要する**基礎資料**として

遊休農地の発生防止・解消等の構造政策の推進に活用するため

農地台帳を整備。

農業の生産性を高め、競争力を強化するためには、農地の利用集積・集約化を加速し、生産コストを削減することが必要であり、そのためには、**農地の情報を担い手や農地中間管理機構などの関係機関が自由に見られるようにすることが重要。**このため、平成25年に制定された農地中間管理機構関連2法により、**全国すべての農業委員会**において、**農地台帳及び地図を作成し、公開することを義務づけ。**

農地台帳

- ・ 所有者・借受者の氏名、住所
- ・ 農地の所在、地番地目、地積
- ・ 地域区分(農振農用地等)
- ・ 賃貸借等の設定状況
(権利の種類、期間、賃借料等)
- ・ 遊休農地の措置状況
(利用状況、指導履歴等)
- ・ 納税猶予の適用状況
(すべての農業委員会で整備済み)

「電算処理システム」の導入

(9割の農業委員会で導入済み)

「農地地図情報システム」の導入

- ・ 地番図
- ・ 航空写真

(4割の農業委員会で導入済み)

「農地地図情報システム」まで整備すると、情報を地図化して見る事が可能になる

耕作者別の経営農地の色分け
利用権設定の終期ごとの色分け
経営者の年齢別の農地の色分け

2 農地台帳のイメージ

経営農地等の筆別表

所在 大字・字・地番			地目		登記簿面積(m ²) 実面積(m ²)	地域区分		生産緑地等 種別	所有者および利用者		借入地の状況			
			現況	登記簿		農振法	都市計画法		所有者氏名	利用者氏名	通用法	形態	内容	
田山	下田	67	田	田	3 200	農 他外	市 外	有 無	太郎		特 農 他基	貸 使 期残 再 賃借料	開始 終了 再 賃借料	年 月 日 年 月 日 年 月 日
幸	白	360	田	田	4 200	農 他外	市 外	有 無	豊作	太郎	特 農 他基	貸 使 期残 再 賃借料	開始 終了 再 賃借料	15年2月25日 27年2月24日 年 月 日
"	"	361	田	田	2 800	農 他外	市 外	有 無	稔	"	特 農 他基	貸 使 期残 再 賃借料	開始 終了 再 賃借料	15年2月25日 27年2月24日 年 月 日
"	"	362	田	田	3 220	農 他外	市 外	有 無	"	"	特 農 他基	貸 使 期残 再 賃借料	開始 終了 再 賃借料	15年2月25日 27年2月24日 年 月 日
"	赤	15-1	田	畑	4 060	農 他外	市 外	有 無	畑山 耕作	"	特 農 他基	貸 使 期残 再 賃借料	開始 終了 再 賃借料	23年7月7日 28年7月6日 30.856 年 月 日
"	緑	400 -1	草	山林	10 000	農 他外	市 外	有 無	稔	"	特 農 他基	貸 使 期残 再 賃借料	開始 終了 再 賃借料	15年2月25日 27年2月24日 年 月 日
"	上田	70-5	畑	畑	1 860 2 000	農 他外	市 外	有 無	"	"	特 農 他基	貸 使 期残 再 賃借料	開始 終了 再 賃借料	15年2月25日 27年2月24日 年 月 日
"	"	70-6	畑	畑	2 470	農 他外	市 外	有 無	"	"	特 農 他基	貸 使 期残 再 賃借料	開始 終了 再 賃借料	15年2月25日 27年2月25日 年 月 日
"	黒	24-8	畑	畑	2 700	農 他外	市 外	有 無	中畑 早苗	"	特 農 他基	貸 使 期残 再 賃借料	開始 終了 再 賃借料	24年12月16日 26年12月15日 18.900 年 月 日
田山	中田	101	田	畑	1 550	農 他外	市 外	有 無	果実 成	"	特 農 他基	貸 使 期残 再 賃借料	開始 終了 再 賃借料	25年6月4日 28年6月3日 23.250 年 月 日
幸	黄	20-3	田	田	2 500	農 他外	市 外	有 無	山上 一平	"	特 農 他基	貸 使 期残 再 賃借料	開始 終了 再 賃借料	25年4月1日 30年3月31日 35,000 年 月 日

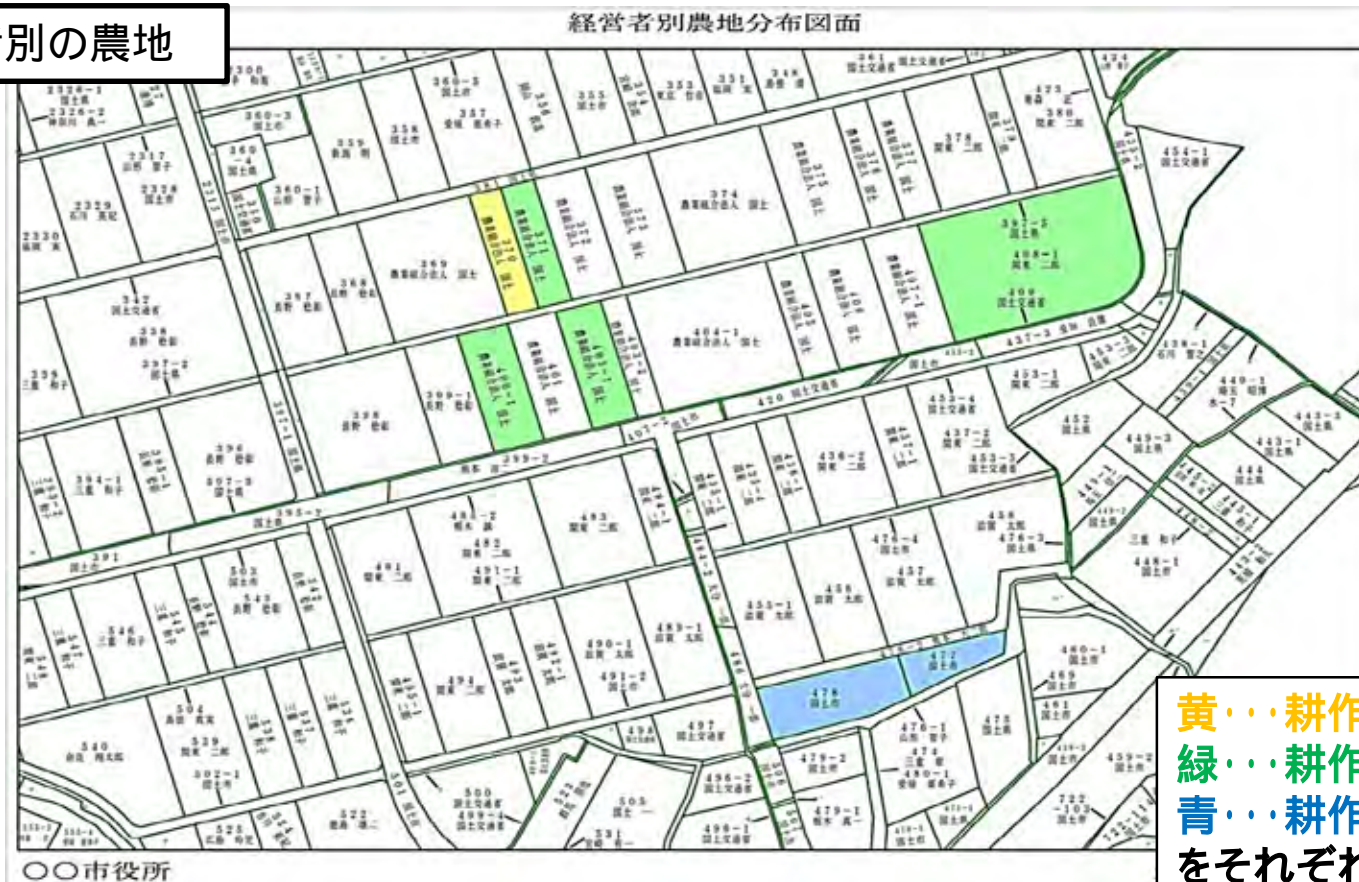
3 農地地図のイメージ

農地利用の集積・集約化を進めるためには、**耕作者がどこの農地を耕しているのか、参入希望者等が借り入れ可能な農地はどこかといった、農地に関する情報などが地図上で見られるようにすることが重要。**

このため、

農地台帳の情報を基に、希望の条件で農地を色分け表示し、
農地の集約状況や、農地の利用権設定の終期など
について、地図上にわかりやすく表示。

耕作者別の農地

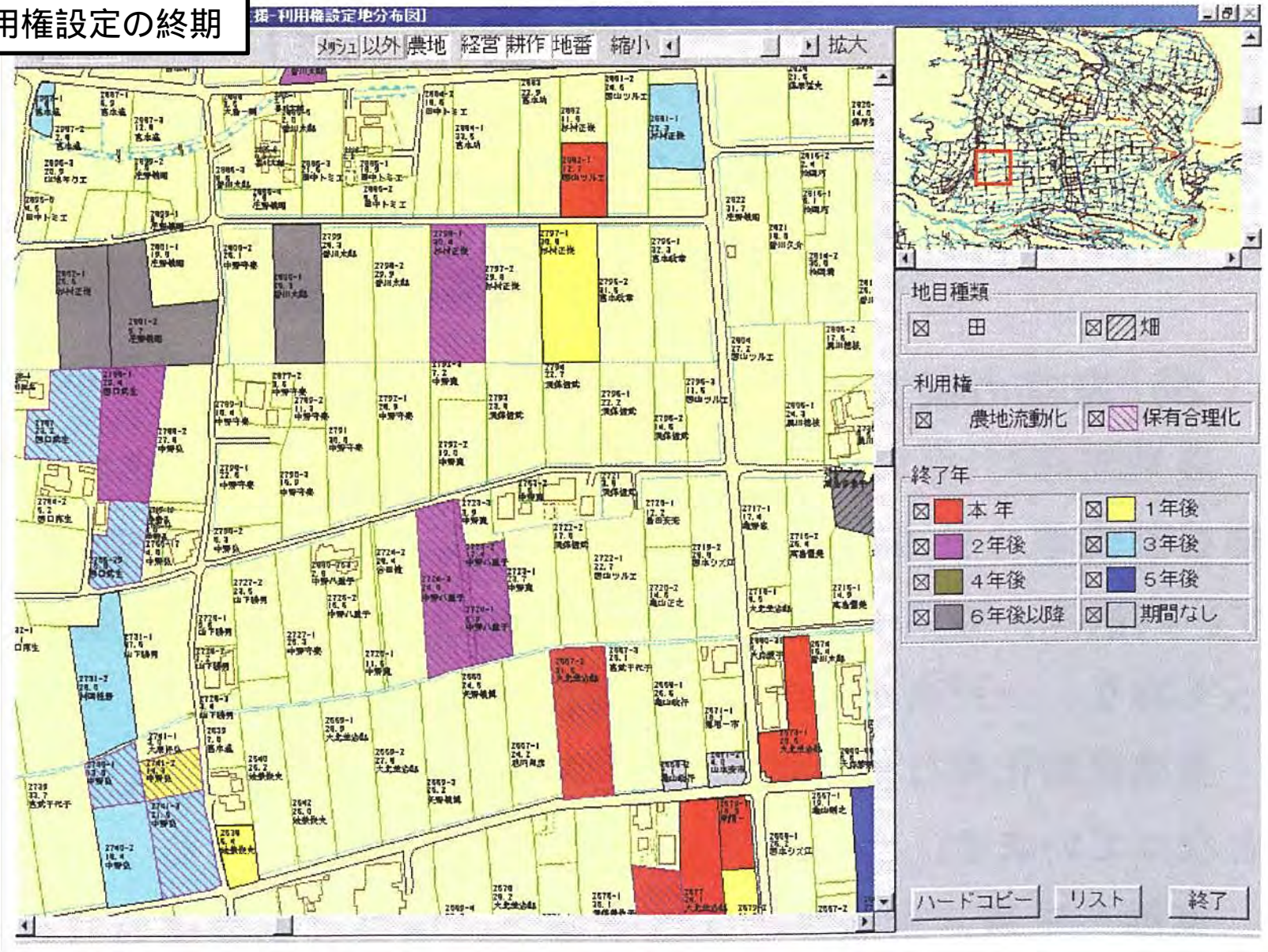


見本

黄・・・耕作者A
緑・・・耕作者B
青・・・耕作者C
をそれぞれ表す

4 農地地図のイメージ

利用権設定の終期

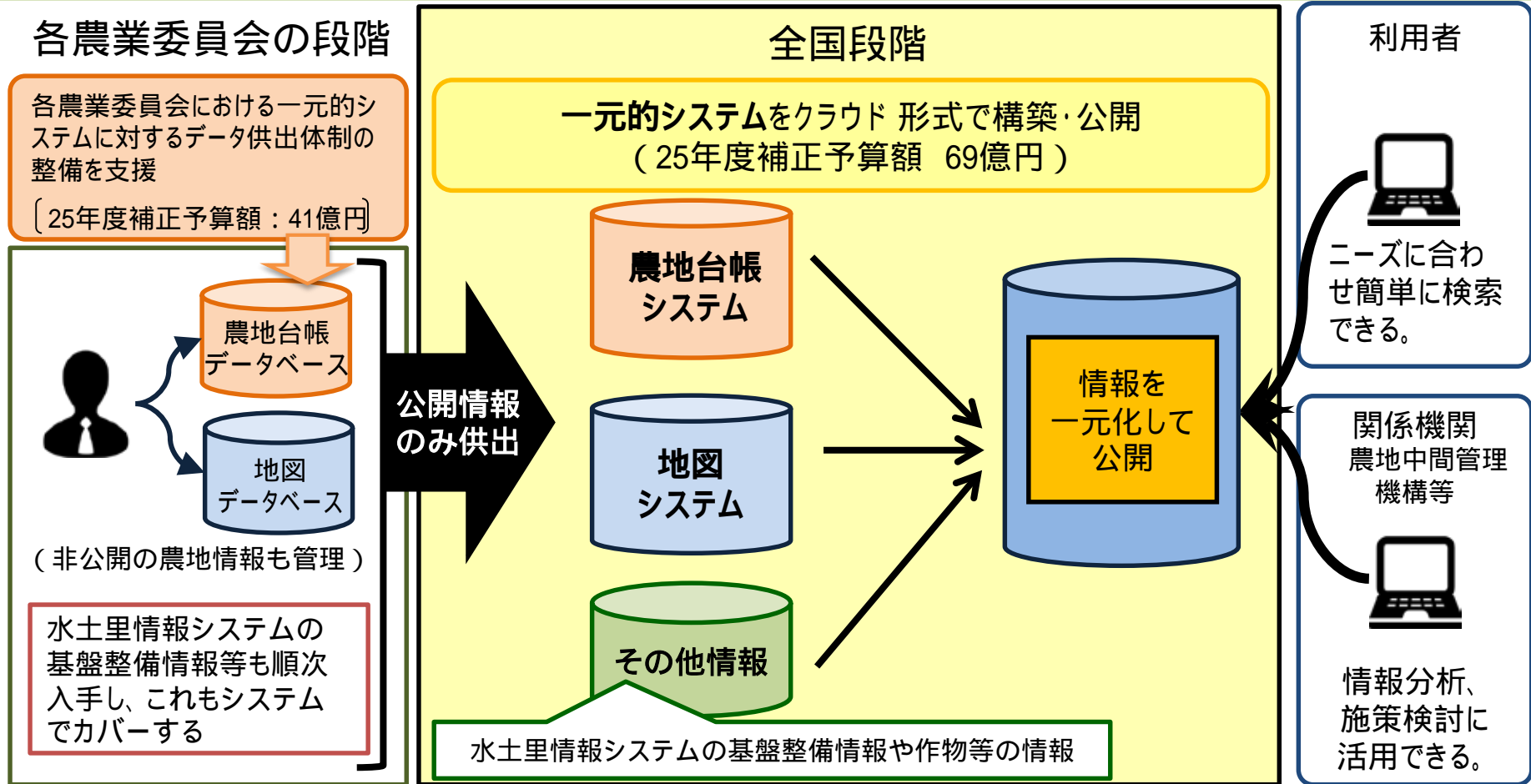


出典：長野県農業会議「農地地図情報システム(GIS)活用事例集」(平成20年3月)

5 農地情報公開システム整備事業（来年4月時点の運用の姿）

このような地図上に表示された農地情報を、インターネットで誰でも見ることができるよう、全国段階で一元的なシステムを整備し、各農業委員会の窓口に行かなくても、全国の農地情報を横断的に検索・閲覧することを可能にする。

このことにより、参入希望者・規模拡大希望者等の農地の受け手や農地中間管理機構が求める情報を提供。なお、システム整備に当たっては、政府CIOと相談しながら、最も効率的かつ適正なものとするとしている。



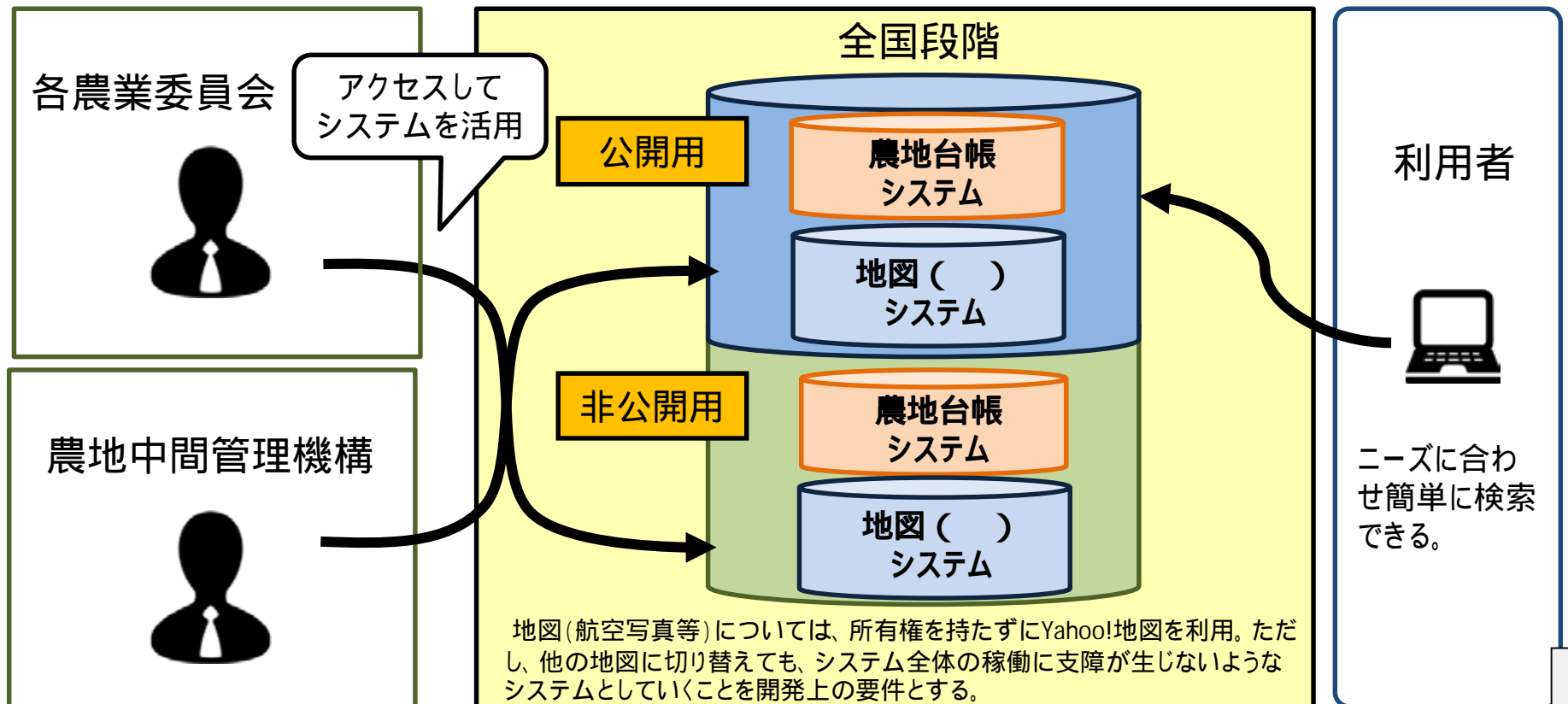
クラウドとは、ネットワークをベースとしたコンピュータ資源の利用形態のことを指し、ユーザーはデータ処理等をネットワーク経由でサービスとして利用する。

6 農地情報公開システム整備事業（将来の運用の姿）

さらに、将来を見据え、現在、各農業委員会で整備しているシステムから、**クラウド上に整備する情報管理システムへ一元化**していくこととしている。そこでは、公表情報に加え、現状では市町村が外部に出すことについて規制している所有者の住所等の非公表情報についても扱うこととしている。本システムの実現により、将来的なコスト削減に資する。

また、**農地中間管理機構への情報提供も、本システムにより行うことを検討**している。

ただし、本システムで実際に非公表情報を扱うためには、現在、各地方自治体がそれぞれの個人情報保護条例で他主体との情報共有を制限していることから、この制限を回避できる国レベルでの情報管理の統一的な仕組み（例えばマイナンバー制導入に伴う情報管理の統一的な仕組み）が構築されることが必要。



7 農地情報公開システムの主な機能

法律上農業委員会は平成27年4月1日から農地台帳情報及び農地地図についてインターネット等を活用して公開する義務を負うこととされている。

このため、**法律で求められている情報公開のためのシステム開発をフェーズ1**とし、その後付加される情報については**平成28年4月1日からの運用開始を目指してフェーズ2**として開発。

具体的なシステム開発の内容

26年度中に開発完了(フェーズ1)

一般ユーザーが使用可能

農地情報の公開

(所在、地番、地目、面積、賃借権等の種類・存続期間、耕作者ごとの整理番号、遊休農地の措置の実施状況、貸付に関する所有者の意向、農振法・都市計画法等の区分区域、機構が借りている農地かどうか)を閲覧
農地情報の地図上での表示、公開、
の情報へのインターネットからのアクセスを可能に
指定の検索条件で農地を検索、結果をリストおよび地図上の区画の色分け表示
農地地図について航空写真と地図を表示・切り替え

27年度以降に開発(フェーズ2)

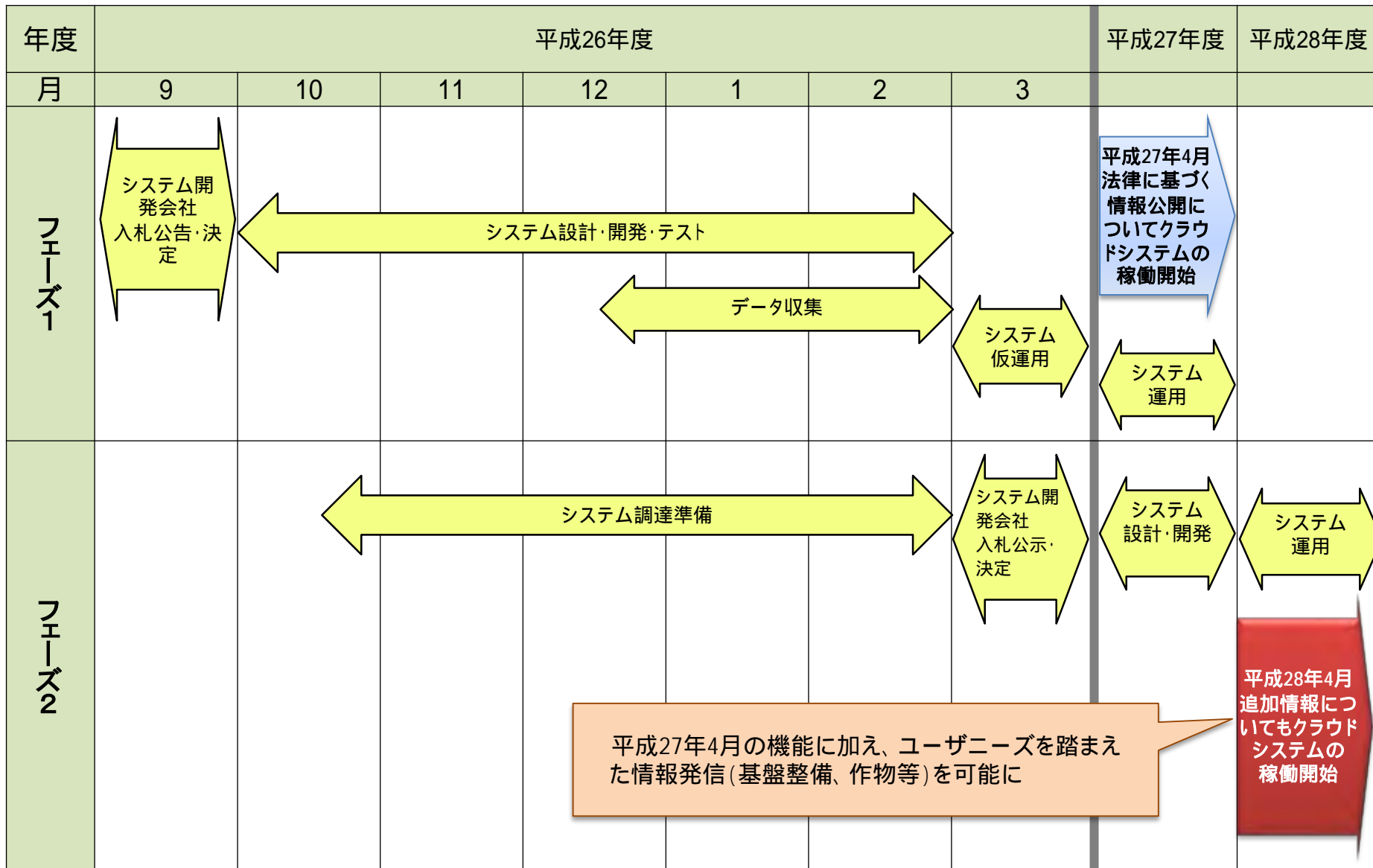
農地台帳情報(非公開情報も含む)の表示、集計
基盤整備、作物などの情報の閲覧
モバイル端末での利用
農地利用調整の支援
その他

〔 経営者協議会、法人協会、参入法人連絡協議会の会員等から26年度ヒアリング、27年度以降の開発に活用 〕

ユーザーが求める機能はヒアリングを踏まえ検討
農業委員会は第1段階の機能に加えて上記の機能を活用

8 農地情報公開システム整備事業におけるスケジュール

(平成26年12月時点)

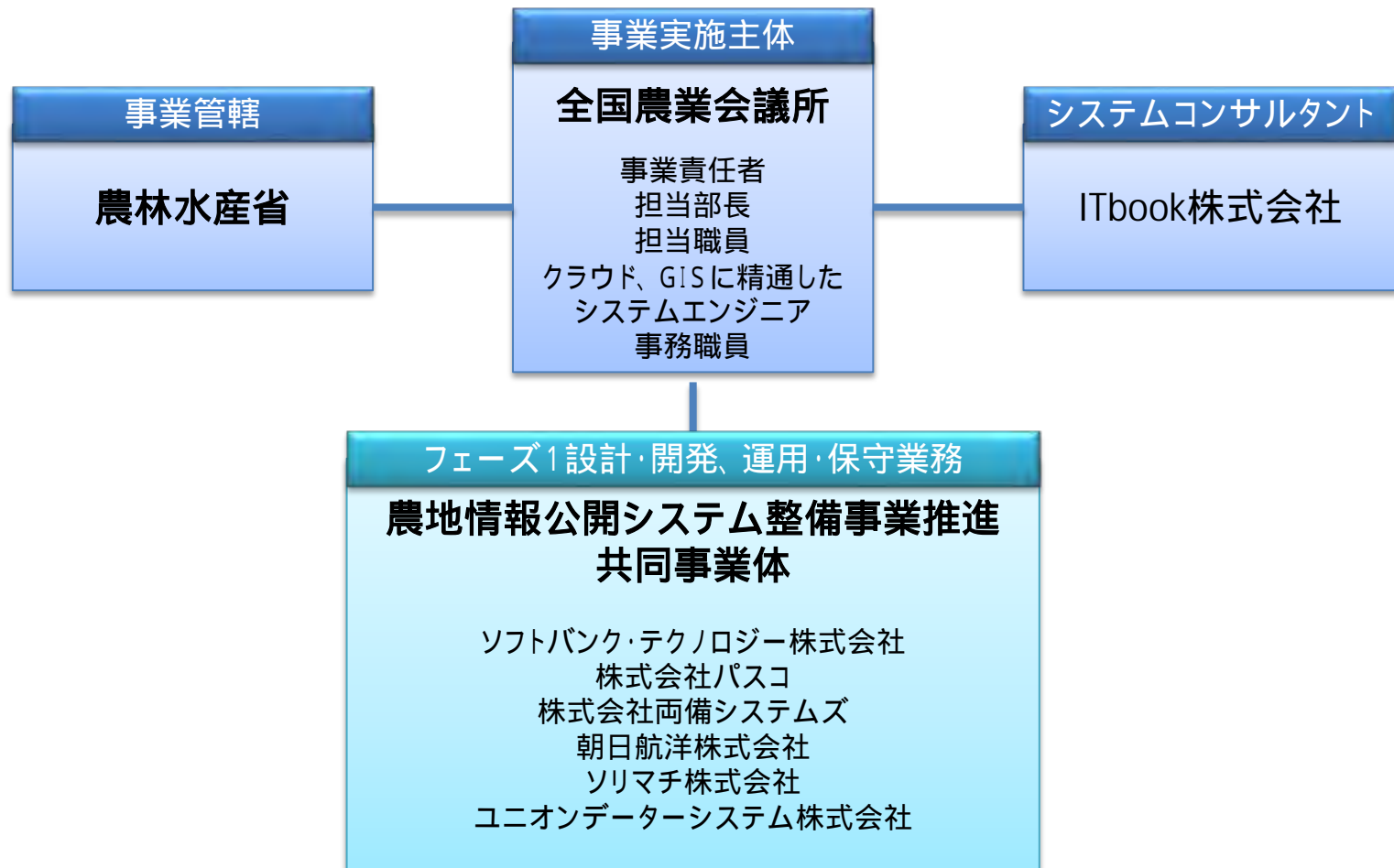


9 事業実施体制

全国農業会議所職員としてクラウドサービス、Web開発、GISシステムの設計に携わった経験を有するシステムエンジニアを複数人配備。

フェーズ1・2を通して、システムの全体計画の作成、システムの調達支援、システムテストの実施とりまとめ等のコンサルティング業務を担うシステムコンサルタントを配置。

平成26年9月にフェーズ1の設計・開発、運用・保守業務を行う事業体を決定し、開発を進めているところ。



10 これまでの取り組みと今後の対応

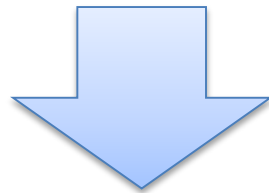
農地情報を公開することに対する農業者の理解を得るための対応を逐次実施。
周知用のパンフレットを作成・配付予定。

企業を含む新規参入希望者・規模拡大希望者等の農地の受け手に対して、求める情報や機能についてヒアリングを実施。

日本農業法人協会会員(約1,800社)や参入企業フェアの参加企業に対して、農地情報に関するニーズ把握を実施。

農地中間管理機構、農業委員会等に対して、業務で必要な情報・機能のヒアリングを実施。
個別ヒアリングや事業企画検討委員会を開催。

各農業関係団体に対し、保有する農地情報のユーザーへの提供や、相互利用のための意見交換を実施。



**ユーザーニーズを把握し、利用者にとって使いやすく
有用なシステムを構築していきます。**

今後とも政府CIOおよび内閣官房情報通信技術(IT)
総合戦略室にご指導をいただきながら、**効率的かつ
適正なシステム整備**を行います。